

## 令和4年度農業者向け農作業安全研修ガイドライン

### 1 趣旨・目標

全ての農業者が共通して身につけておく必要がある農作業安全に関する知識等を修得する基礎的な研修（基礎研修）と、基礎研修の受講者相当の知識を有する農業者が修得する実践的な研修（実践研修）の実施を通じて、農業者の農作業安全に関する知識及び技能の向上を図るものとする。

このうち、基礎研修は今年度内に全国の全ての地域で開催することを目指す。

### 2 実施主体

都道府県段階及び地域段階の農作業安全推進協議会等の推進組織又はその構成員（行政機関、生産者団体、農業機械の製造・販売業者等）による実施を基本とする。

### 3 開催方法

農業者等が参加する既存の会議、集会、講習会等に農作業安全の要素を付加（＋（プラス）安全）した形式で開催するなど、地域の実情に応じて開催する。

### 4 講師

原則として、（一社）日本農業機械化協会等が実施した研修を受講した「農作業安全に関する指導者」とする。なお、日程等の都合で指導者を確保できない場合は、実施主体が指導者と同等の知識等を有していると認めた者を講師とすることができる。

<参考：指導者が受講した講義内容>

- ・農作業安全推進の目的（身体的影響、経済的影響、地域社会への影響等）
- ・農作業事故の現状（事故の発生状況、発生要因等）
- ・労働安全の基本的な考え方（関係法令等）
- ・農作業事故の要因と対策（事件事例・原因・対策等）
- ・農業機械の安全な使用方法、安全装備

### 5 研修内容等

#### （1）農作業安全に関する基礎的な研修（基礎研修）

##### ① 対象者

全ての農業者を対象とする。

##### ② 研修内容

「乗用型トラクター事故の発生状況とシートベルト装着による効果」に即した

ものとする。

また、研修に当たっては、紙媒体又はプロジェクター等の画像を利用するものとし、それぞれ以下の農林水産省ホームページからダウンロードした研修資料を利用することを基本とする。

<令和4年度研修資料>

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/)

③ 留意事項

- ・ 所要時間を工夫する等、農業者が参加しやすいものとする。
- ・ 本研修の受講は、令和4年度当初予算の以下の補助金等の受給要件に該当する研修の一つとして位置づけられていることを説明すること。  
(環境保全型農業直接支払交付金、強い農業づくり総合支援交付金)
- ・ 実施主体は、受講者の求めに応じて、別添様式を参考に受講証明書を発行すること。
- ・ 必要に応じて、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」の映像資料等を活用すること。

<映像資料>

[https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyau\\_anzen/kihan.html](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyau_anzen/kihan.html)

(2) 農作業安全に関する実践的な研修（実践研修）

① 対象者

基礎研修の受講者相当の知識を有する農業者

② 研修内容

農業機械の適切な点検・整備方法や使用方法の実技演習、農作業安全に関する専門家と農業者の対話型による研修など、地域における営農体系や事故実態に応じた実践的な内容とする。

③ 留意事項

- ・ 対話型の研修を行う場合、資料として「対話型農作業安全研修ツール」の利用を検討すること。

<対話型農作業安全研修ツール>

<https://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/anzenweb/taiwa/taiwa.html>

- ・ 実施主体は、受講者の求めに応じて、別添様式を参考に受講証明書を発行すること。